

看護・保健師学生奨学金規定

第一条(趣旨)

石川県民主医療機関連合会(以下石川民医連という)は、民医連綱領に学びながら奨学生活動に参加する看護・保健師学生の経済的援助を行うため本規定に基づく奨学金(貸付金)制度を設ける。

第二条(審査・決定機関)

本規定において必要とされる決定は、石川民医連四役会議において行う。

第三条(申し込み資格)

第一条の本規定の趣旨に賛同する看護学生・保健師学生及び看護学科合格者は、奨学金を申し込むことができる。

第四条(申し込み)

1.本規定に基づく奨学金を受けようとする者は、石川民医連に以下の書類を提出して申し込まなければならない。

- (1) 奨学金申込書
- (2) 本人の住民票
- (3) 履歴書

2. 石川民医連は、申し込みの際し、当該本人に対して面接を求めるものとする。

第五条(奨学生の採用)

1. 石川民医連は、第四条の申し込みを相当と認めるときは、当該本人を奨学生とする。
2. 申込者は、奨学金の貸付開始に際して以下の書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸付契約書
- (2) 連帯保証人(生計を同じくする家族以外の者)の印鑑登録証明

第六条(奨学金の額と貸付の方法)

1. 本規定に定める奨学金は以下の金額による。

すべての学年 月額 50,000 円

2. 奨学金の貸付は、第五条第1項の承認のあった月から標準修業年限が終了する月までとする。

ただし、申し込みのあった月より遅れて承認された場合は、申し込みのあった月にさかのぼって奨学金を貸付することができる。

3. 奨学金は、毎月末に翌月分を奨学生に直接手渡す。やむをえず手渡すことができない場合は、奨学生の指定する当該奨学生名義の銀行等口座に振り込む。

第七条(奨学生の心得)

1. 奨学生は、学業に励み、常に優秀な成績をあげること。
2. 奨学生は、春休み、夏休みなどには石川民医連の事業所で実習を行うとともに、石川民医連の事業所で行われている日常的な医療・介護活動や行事に積極的に参加し、民医連綱領に掲げる理念を実践的に学ぶことに努めること。
3. 奨学生は、石川民医連が招集する「奨学生会議」に必ず出席すること。
4. 奨学生は、学園の中で民医連奨学生としてふさわしい行動をとること。

第八条(奨学金の貸付停止、廃止等)

1. 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、石川民医連は奨学金を廃止、または、停止する。

- (1) 第三条の資格が喪失したときは廃止する。
- (2) 石川民医連・全日本民主医療機関連合会の名誉を傷つけるなど、石川民医連が奨学金貸付を

不相当と認めるときは廃止する。

(3) 奨学生本人から辞退の申し入れがあった場合は廃止する。

(4) 休学等により学業を中断したとき、中断期間は停止する。

(5) 留年したときは停止する。

2. 前項(1)(2)(3)の場合、石川民医連は貸付金について別に定める規定に基づき返済を求めるものとする。

3. 前2項の措置をとるに際し、石川民医連は第1項(2)の場合において、奨学生に対し事前に弁解の機会を与えることができる。

第九条(特別貸付制度の利用)

1. 前条第1項(5)に関して、奨学生は進級するまで期間、特別貸付制度を利用することができる。ただし、別途申し込みし審査、決定を受けなければならないものとする。

2. 前項の利用有無にかかわらず、進級すれば第六条に定める額を復活するものとする。

第十条(奨学金返済)

奨学金の返済方法を別に定める。

第十一条(施行開始)

本規定は、2018年9月1日より施行する。

第十二条(改定規定)

本規定は、石川民医連四役会議において改廃する。

以上

付	1966年4月1日	医系学生奨学金規定制定
	1973年7月1日	同上 一部改定
	1977年2月8日	看護学生(保健婦学生)奨学金規定制定
	1981年7月27日	理学・作業療法学生奨学金規定制定
	1984年1月1日	医・歯学生奨学金規定制定
	1986年4月1日	医系学生奨学金規定に統合して制定
	1989年7月1日	石川民医連奨学金規定として制定
	2002年4月1日	同上 一部改定
	2004年4月1日	返済条項を分離し一部改定
	2008年3月1日	薬学生を削除
	2010年4月1日	看護・保健師を分離し新規作成
	2018年9月1日	申し込み、採用、支給停止時の取り扱い、特別貸付制度の利用他一部改定